

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025 年 9 月 25 日

株式会社光響
(Kokyo, Inc.)

代表取締役 C E O 住村 和彦

京都府京都市伏見区竹田西段川原町 1 3 1 番

OFFICE (070)6505-5557 (代表)

取締役 C F O 松永 啓吾

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社光響

<https://www.symphony.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第18期 中間連結会計期間
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	1,060,813
経常利益 (千円)	34,546
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	11,233
中間包括利益 (千円)	11,283
純資産額 (千円)	429,474
総資産額 (千円)	1,227,893
1株当たり純資産額 (円)	1,431.58
1株当たり中間純利益 (円)	37.45
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	35.0
自己資本利益率 (%)	2.62
株価収益率 (倍)	45.4
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	125,433
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△263,296
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	406,200
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	411,548
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	30 (26)

(注) 1. 当社グループは、第18期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）は、当社の子会社が1社増加し、当社及び子会社1社により構成されております。

当社グループが営む主要な事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに発行者の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (又は被所有割合)	関係内容
(連結子会社) 日本マイクロ光器(株) (注)	京都市 西京区	20,200	レーザー関連製品 の販売及びその関 連事業	100.0%	当社への業務委託 役員の兼任

(注) 日本マイクロ光器(株)は特定子会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
30（26）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
30（21）

当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、事業部門の従業員数を示すと次のとおりであります。

2025年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
商社事業	5（8）
メーカー事業	17（5）
その他	8（8）
合計	30（21）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前中間連結会計期間との比較は記載しておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、インバウンド消費を伴って人流が回復したことから、経済環境は堅調な推移となりました。一方で、ロシア・ウクライナ問題の長期化やガザでの紛争など国際的なさまざまな要因から、エネルギー等の値上がり、生活に直結する食品などを中心とした消費者物価指数の上昇など、先行きの不透明感が増しております。また、原材料をはじめ光熱費や物流費、さらに人手不足に伴う人件費の増加など、さまざまなコストの上昇が見込まれ、依然として厳しい経営環境が継続し、予断を許さない状況となっております。

このような状況下、当社グループは、人材採用及び育成により、持続的な成長に向けた基盤強化を進めると共に、効果的なWebマーケティング及び展示会への出展により、販売活動の強化を行いました。

以上のような背景のもと、当中間連結会計期間における売上高は1,060,813千円、営業利益34,445千円、経常利益は34,546千円、親会社株主に帰属する中間純利益は11,233千円となりました。

なお、当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、411,548千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は125,433千円となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益33,885千円、減価償却費18,947千円、売上債権の減少額91,936千円、前渡金の減少額60,457千円、棚卸資産の増加額34,255千円、仕入債務の減少額36,679千円、契約負債の減少額15,440千円、法人税等の支払額25,801千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は263,296千円となりました。これは主として、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出239,563千円、保証金の差入による支出11,200千円、有形固定資産の取得による支出10,438千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は406,200千円となりました。これは、短期借入金の純増加額30,000千円、長期借入れによる収入400,000千円、長期借入金の返済による支出23,800千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
メーカー事業	178,419	—
合計	178,419	—

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高 （千円）	前年同期比 （％）	受注残高 （千円）	前年同期比 （％）
商社事業	678,789	—	139,838	—
メーカー事業	316,389	—	55,094	—
合計	995,179	—	194,932	—

(注) 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
商社事業	679,322	—
メーカー事業	375,926	—
その他（注）1.	5,564	—
合計	1,060,813	—

(注) 1. レーザーに関するセミナーの売上高等を計上しております。

2. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合

当中間連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

M&Aに関するリスク

当社グループは、事業領域の拡大や成長の加速を目的としたM&Aを事業戦略の選択肢のひとつとして考えております。また、M&Aの実施にあたり、対象企業の財務内容や契約関係等について公認会計士及び弁護士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施すること等により、各種リスクの低減に努めることを前提としております。しかしながら、M&Aによる事業展開においては、予期しない事業リスク等の発生により業績が悪化し、のれんの減損損失や株式の評価損等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021 年 12 月 27 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表し

ている当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであることと

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされているこ

と及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託

しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ当該契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、日本マイクロ光器株式会社の買収に関する契約締結を決議し、2025年1月30日に株式を取得しております。詳細は、第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)中間連結財務諸表【注記事項】の（企業結合関係）に記載のとおりであります。

当該株式取得及び付随する諸経費の調達を目的として下記のとおり金融機関から長期借入を行っております。

借入の概要

(1) 借入先	京都中央信用金庫
(2) 借入金額	金 400,000,000 円
(3) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(4) 借入実行日	2025 年 1 月 30 日
(5) 借入期間	7 年
(6) 担保の有無	無担保・無保証

6 【研究開発活動】

当社グループは、お客様に価値を提供できるレーザー加工機の開発、差別化に必要な技術の開発に取り組んでおります。こうした活動を通して、当中間連結会計期間の研究開発費は147千円となりました。なお、当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行なっておりません。

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、928,034千円となりました。主な内訳は、現金及び預金447,611千円、受取手形及び売掛金237,004千円、商品及び製品88,219千円、原材料及び貯蔵品56,725千円、仕掛品27,475千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、299,859千円となりました。主な内訳は、機械及び装置84,076千円、のれん71,638千円、土地36,900千円、建物及び構築物35,598千円、差入保証金20,600千円、工具、器具及び備品20,261千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、465,819千円となりました。主な内訳は、短期借入金210,000千円、買掛金104,823千円、1年内返済予定の長期借入金57,120千円、未払金29,732千円、未払法人税等17,813千円、賞与引当金16,914千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、332,599千円となりました。主な内訳は、長期借入金319,080千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する中間純利益11,233千円の計上等により429,474千円となりました。

(2) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、日本マイクロ光器株式会社を連結子会社としたことにより、当該会社の設備等が新たに当社グループの主要な設備となりました。

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具及 び備品	土地	合計	
日本マイクロ光 器株式会社 (京都市西京区)	レーザー機器 事務所設備	5,947	735	36,900	43,582	— (5)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を() 外数で記載しております。

2. 当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント名の記載を省略しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	300,000	—	15,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リビレ	京都市左京区一乗寺中ノ田町77番地	210,000	70.00
住村 真梨	京都市左京区	59,900	19.97
住村 和彦	京都市左京区	30,000	10.00
有限会社ティ・エス・ディ	大阪府茨木市新堂1丁目8番6号	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2．2025年1月から2025年6月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任 年月日
取締役	CTO	長谷部 洋泰	1966年 2月15日生	1989年4月 株式会社キーエンス入社 2024年7月 スペクトロニクス株式会社 入社 2025年3月 当社入社 2025年9月 当社取締役就任（現任）	(注)	—	2025年 9月1日

（注）取締役の任期は、2025年9月1日から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名 女性一名（役員のうち女性の比率一％）

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行なっておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	447,611
受取手形及び売掛金	237,004
電子記録債権	15,474
商品及び製品	88,219
仕掛品	27,475
原材料及び貯蔵品	56,725
その他	55,524
流動資産合計	928,034
固定資産	
有形固定資産	177,294
無形固定資産	
のれん	71,638
その他	9,014
無形固定資産合計	80,652
投資その他の資産	
その他	42,021
貸倒引当金	△108
投資その他の資産合計	41,912
固定資産合計	299,859
資産合計	1,227,893

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2025年6月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		104,823
短期借入金	※	210,000
未払法人税等		17,813
賞与引当金		16,914
その他		116,268
流動負債合計		465,819
固定負債		
長期借入金		319,080
資産除去債務		9,832
その他		3,686
固定負債合計		332,599
負債合計		798,419
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,000
利益剰余金		414,039
株主資本合計		429,039
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		435
その他の包括利益累計額合計		435
純資産合計		429,474
負債純資産合計		1,227,893

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,060,813
売上原価	734,151
売上総利益	326,661
販売費及び一般管理費	※ 292,216
営業利益	34,445
営業外収益	
受取利息	168
受取配当金	31
為替差益	1,610
その他	568
営業外収益合計	2,379
営業外費用	
支払利息	2,146
その他	132
営業外費用合計	2,278
経常利益	34,546
特別損失	
固定資産除却損	607
投資有価証券評価損	53
特別損失合計	660
税金等調整前中間純利益	33,885
法人税、住民税及び事業税	18,373
法人税等調整額	4,278
法人税等合計	22,651
中間純利益	11,233
親会社株主に帰属する中間純利益	11,233

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	11,233
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	50
その他の包括利益合計	50
中間包括利益	11,283
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	11,283

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	33,885
減価償却費	18,947
のれん償却額	6,512
長期前払費用償却額	300
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,685
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	108
受取利息及び受取配当金	△200
為替差損益 (△は益)	2,071
支払利息	2,146
固定資産除却損	607
投資有価証券評価損	53
売上債権の増減額 (△は増加)	91,936
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△34,255
前渡金の増減額 (△は増加)	60,457
未収入金の増減額 (△は増加)	45,975
仕入債務の増減額 (△は減少)	△36,679
未払金の増減額 (△は減少)	63
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,689
契約負債の増減額 (△は減少)	△15,440
その他 (△は減少)	△10,606
小計	153,508
利息及び配当金の受取額	183
利息の支払額	△2,457
法人税等の支払額	△25,801
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,438
無形固定資産の取得による支出	△2,095
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△239,563
保証金の差入による支出	△11,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△263,296
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	30,000
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△23,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	406,200
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,071
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	266,265
現金及び現金同等物の期首残高	145,283
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 411,548

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、日本マイクロ光器株式会社の全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

当社は棚卸資産のうち、製品、商品、仕掛品及び原材料に係る評価方法は、従来、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用していましたが、当中間連結会計期間より、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）に変更しております。

この評価方法の変更は、仕入価格のボラティリティの高まりを契機に、調達価格の変動状況を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うことを目的として実施したものであります。

なお、過去の事業年度について、変更後の評価方法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当中間連結会計期間の期首残高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による当中間連結財務諸表への影響額は、軽微であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2025年6月30日)	
当座貸越極度額の総額	400,000千円
借入実行残高	210,000
差引額	190,000

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
役員報酬	29,457千円
給料及び手当	91,114
賞与引当金繰入額	16,444
貸倒引当金繰入額	108
支払手数料	31,985

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	447,611千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△36,062
現金及び現金同等物	411,548

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025 年 1 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 1 月 30 日付で、連結子会社である日本マイクロ光器株式会社の株式を取得いたしました。この結果、当中間連結会計期間において利益剰余金が 26,975 千円減少し、当中間連結会計期間末において利益剰余金が 414,039 千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間連結会計期間 (2025 年 6 月 30 日)

※ 長期借入金が、当社グループの事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	中間連結 貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金を含む)	376,200	376,200	—

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容、規模

被取得企業の名称：日本マイクロ光器株式会社

事業の内容：光学、分光機器の研究製造ならびに販売

資本金：20,200千円

②企業結合を行なった主な理由

当社におきましては、光・レーザーに関わる企業、技術者・研究者が当社を通じて繋がるプラッ

トフォームを提供するためレーザー業界に特化して事業を行っております。「光・レーザー技術で社会を豊かに」という経営理念の実現に向け、レーザー関連製商品の販売のみならず、レーザーに特化した情報提供等の周辺事業についても展開しております。

日本マイクロ光器株式会社は、高精度な計測用光源として最適な超高安定・高出力周波数安定化ヘリウムネオンレーザーを開発し、製造・販売しております。

当社は日本マイクロ光器株式会社の技術力、事業内容および取引実績などを高く評価しており、日本マイクロ光器株式会社の全株式を取得し当社の連結子会社とすることで両社の企業発展に資するものと考えております。

③企業結合日

2025年1月30日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を100%取得したことによるものです。

(2) 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年2月1日から2025年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	378,000千円
取得原価		378,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	26,773千円
-----------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

78,150千円

②発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③償却方法及び償却期間

償却方法	均等償却
償却期間	5年間

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	270,437千円
固定資産	38,583千円
資産合計	309,020千円
流動負債	13,420千円
固定負債	一千円
負債合計	13,420千円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	679,322	375,926	5,564	1,060,813
外部顧客への売上高	679,322	375,926	5,564	1,060,813

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1 株当たり中間純利益	37.45 円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	11,233
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	11,233
普通株式の期中平均株式数 (株)	300,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 25 日

株式会社光響

取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 岩 永 憲 秀

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 三 王 知 行

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光響の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光響及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。